

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

厚木市教育委員会

厚木市では、特別支援学級等に通学しているお子さまが等しく勉学に励むことができるよう、次のとおり学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。
 また、通級指導教室に通学するための通学費についても、その一部の額を援助しています。

1 援助の対象（生活保護や就学援助を利用している世帯は除く）

- ①特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ②通常の学級に在籍で「学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度」（下の表を参照）に該当すると判断できる児童・生徒の保護者
- ③通級指導教室に通級している児童・生徒の保護者のうち、通学費が発生する者（通学のための交通費の1/2のみが支給対象です。）

※①②で収入額が生活保護基準の2.5倍以上の世帯は、通学のための交通費の1/2のみが支給対象です。
 収入の目安は裏面の目安表をご覧ください。

【学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度】とは

区分	障がいの程度（条文抜粋）	状態の目安
視 覚 障 害 者	（1）両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は （2）視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	（1）又は（2）に該当する者で、拡大鏡などの器具を使用しても、文字や図形を認識することができないか、認識にかなりの時間を要する。
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	両耳の聴力が60デシベルより大きな音でないと聞こえない程度で、人工内耳などを用いても通常の会話の聞き取りができないか、非常に難しい。
知 的 障 害 者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものの	1. 知的発達の遅れがあり、コミュニケーションが図れず、日常生活上の行為のほとんどに援助が必要である。 2. 程度は上記ほどではないが、日常生活における他者との関わり、身辺処理などが特に難しい。
肢 体 不 自 由 者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	1. 補装具などを使用しても、日常生活動作がまったくできないか、非常に難しい。 2. 程度は上記ほどではないが、医師の判断によって起床から就寝に至るまで観察・指導が必要である。
病 弱 者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1. 病気により継続して治療又は日常的に著しい制限・配慮が必要である。 2. 健康状態が悪くなりやすく、綿密な配慮が必要で、著しい制限の下に生活している。

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害の診断のみでは対象となりません。

2 援助の内容

区 分	小・中の別		年間支給 限度額	年間支給限度額の実費と支給割合等	支 給 時 期
通 学 費	小・中学校		実費又は 1/2の額		8月、12月、3月の各下旬
修学旅行費	小 学 校		10,790円	実費（21,580円まで）の1/2	実施後の学期末
	中 学 校		28,860円	実費（57,720円まで）の1/2	
校外活動費	小 学 校		800円	実費（1,600円まで）の1/2	3月下旬
	中 学 校		1,155円	実費（2,310円まで）の1/2	3月下旬
学用品・ 通学用品購入費	小 学 校		5,820円		8月、12月、3月の各下旬
	中 学 校		11,370円		8月、12月、3月の各下旬
新入学学用品・ 通学用品購入費 （1年生のみ）	小 学 校		25,555円		8月下旬
	中 学 校		30,490円		
七沢自然ふれあい センター活動費 （注1）	小・中学校		実費の1/2 の額		実施後の学期末
体育実技用具費 （注2）	中学校	柔道	3,825円	実費（7,650円まで）の1/2 （個人で購入の場合はレシート（や領収書）の提出が必要です）	3月下旬
		剣道	2,000円	実費（4,000円まで）の1/2 （個人で購入の場合はレシート（や領収書）の提出が必要です）	
拡大教材費 （注3）	小・中学校		5,250円	実費（1冊当たり10,500円）の1/2（個人で購入の場合はレシート（や領収書）の提出が必要です）	3月下旬
オンライン通信費 （注4）	世帯ごと		7,000円		認定後の学期末に一括支給

※文部科学省からの通知等により、援助の内容を変更する場合があります。

- （注1）食事代・シーツ洗濯代及び交通費（実際に保護者が負担した額）が対象です。
- （注2）体育の授業で使用するために購入及びレンタルする柔道着、剣道の竹刀（ツバ、ツバ止め、竹刀袋を含む。）が対象です。
- （注3）弱視の児童・生徒について、学校長が必要と認めた授業において拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材の購入費は、学校長の承認が必要となりますので、購入を希望される場合は事前に学校へお申し出ください。
- （注4）世帯の収入が生活保護基準の1.5倍未満（支弁区分Ⅰ）の世帯が対象です。

3 レシートや領収書の提出について

体育実技用具費（中学校の柔道・剣道に係るもので、個人での購入の場合）及び拡大教材費については、確認のためレシートや領収書の提出が必要ですので、大切に保管しておいていただきますようお願いします。
学用品・通学用品購入費、新入学学用品・通学用品購入費についてはレシート等の提出は不要です。認定期間に応じ、「2 援助の内容」の年間支給限度額の金額を月割りで支給します。

4 申請手続（必要書類）

以下の(1)～(3)の区分に応じて、必要な書類ア～ウを学校へ提出してください。

- ・アについては、学校から用紙をもらってください。
- ・イについては、令和7年1月1日に厚木市に住民登録がなかった方のみ添付が必要です。所得証明書の発行が6月以降になるため、先に収入額・需要額調書等を期限までに提出し、その後、所得証明書を従前市から取り寄せていただき、令和7年6月13日（金）までに学校へ提出してください。

※取得する市区町村によって「課税証明書」などと名称が異なる場合があります。必要となるのは所得額、所得控除額の記載があるものとなりますので御注意ください。

(1) 特別支援学級に在籍している児童・生徒

- ア 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）
- イ 「所得証明書（令和6年收入分）（原本）」

(2) 通常の学級に在籍で、学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度に該当する児童・生徒

- ア 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）
 - イ 「所得証明書（令和6年收入分）（原本）」
 - ウ 「身体障害者手帳」若しくは「療育手帳」のコピー又は「医師の診断書（原本）※」
- ※障がいの状態によっては、対象にならない可能性がありますので、診断書を取得する前に、必ず学務課へ御相談ください。

(3) 通級指導教室に通級している児童

- ア 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（両面）
 - イ 「所得証明書（令和6年收入分）（原本）」
- ※通級指導教室への通級において、通学費が発生しない場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となりませんので、申請の必要はありません。

【就学援助制度について】

特別支援教育就学奨励費の対象者も、基準に該当すれば就学援助を受給することができます。就学援助は、特別支援教育就学奨励費よりも支給する金額が大きいので、より手厚い支援を受けることが可能です。
就学援助を併せて申請される方は、就学援助が認定された場合、特別支援教育就学奨励費は辞退となります。就学援助が否認定となった場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となる場合がありますので、受給を希望する場合は必ず申請をしてください。

5 提出期限

令和7年5月7日（水）

※ 期限を過ぎて提出されたものについては、途中認定の対象となり、支給額が減額となりますので、御注意ください。

6 支給の決定

提出していただいた調書や世帯全員の前年の所得などを基に、支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費を支給します。審査結果は、7月下旬に通知します。
なお、前年の収入が申告されていないと審査ができませんので、必ず申告を済ませてから調書を提出してください。

目 安 表		
世帯人数	世 帯 構 成	目安となる年間総収入額
2人世帯	父又は母28歳、子7歳	4,838,000円
2人世帯	父又は母41歳、子12歳	5,007,000円
3人世帯	父又は母38歳、子14歳、10歳	6,481,000円
3人世帯	父34歳、母32歳、子9歳	父母どちらか一方の収入の場合 6,184,000円 父母両方に収入がある場合 6,834,000円
4人世帯	父又は母36歳、子14歳、12歳、8歳	7,957,000円
4人世帯	父37歳、母37歳、子13歳、10歳	父母どちらか一方の収入の場合 7,730,000円 父母両方に収入がある場合 8,380,000円
5人世帯	父42歳、母38歳、子13歳、11歳、7歳	父母どちらか一方の収入の場合 8,871,000円 父母両方に収入がある場合 9,521,000円

※ 上記は、生活保護基準の2.5倍未満となる収入額の目安です。所得の種類や世帯構成などにより異なりますので、あくまでも目安としてください。

※ 世帯とは、基本的には同居している（生計を共にしている）方全員のことです。明らかに独立した生活を営んでいる場合（食費や光熱費等を別々にしている）以外は、同一生計とみなします。

御不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

厚木市教育委員会 学務課 学務係

（046）225－2650（直通）